

**日程第4 議案第17号 橋本市地域振興
基金条例の制定について**

議長（上田順康君）日程第4 議案第17号
橋本市地域振興基金条例の制定について を
議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

22番（阪本久代君）この条例の第1条には
「本市の自主的、主体的な地域づくりを推進
し、本市及び住民自治組織における地域活力
の活性化を支援するためこの基金を設置す
る」とあって、第6条に、「市長はこの目的に
応じ財政上必要があると認めるときは処分す
ることができる」ということは使うことがで
きるということだと思んですけども、自主
的、主体的な地域づくりということにはなっ
ているんですが、具体的に言えばどういうこ
とに使うための基金なのか、説明をお願いします。

議長（上田順康君）財政課長。

財政課長（北山茂樹君）阪本議員のご質問
にお答えいたします。

地域振興基金の対象となる事業での質問だ
と思います。申し上げます。

地域の住民自治活動の活性化のための事業、
地域の文化、芸術及びスポーツの振興のため
の事業、地域の伝統文化等の継承のため
の事業、観光及び特産品その他地域の情報発信
のための事業、交通機関、これは本市でいま
すとコミュニティバス等に当たると思いま
すけども、公共施設巡回バス等自動車によるも
のに限るということがあるんですけども、そ
の交通機関の整備及び運営のための事業、地

域の情報通信基盤または情報処理システムの
整備のための事業、地域の生活安全、自主防
災及び防災基盤整備のための事業、地域の少
子高齢化対策、若者定住その他地域福祉のため
の事業、それから、地域の自然保護及び環
境保全のための事業が対象事業となりまして、
この対象事業は原資となります和歌山県市町
村合併支援特例交付金の県の交付要綱に基づ
いた対象事業でございます。

以上でございます。

議長（上田順康君）ほかに。

23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）関連ですけれども、こ
れは1回限りの交付といたしますか、この1億
円の交付だけなんでしょうか。この点、お聞
きします。

議長（上田順康君）財政課長。

財政課長（北山茂樹君）これは合併の市町
村に対する県の支援事業の一環でございまし
て、積算につきましては、旧橋本市と旧高野
口町、2団体、合併対象市町村があるわけ
ですけども、各自治体に対して1億円というこ
とになりますので、合計にいたしますと2億
円になります。ただし、市への納入につきま
しては、平成18年度、19年度で各1億円ずつ
ということでございます。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、こ
れをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第17号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 橋本市地域振興基金条例の制定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第18号 橋本市国民保護対策本部及び橋本市緊急対処事態対策本部条例の制定について

議長(上田順康君)日程第5 議案第18号 橋本市国民保護対策本部及び橋本市緊急対処事態対策本部条例の制定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

19番 上垣内君。

19番(上垣内裕一君)第1条の武力攻撃事態とありますが、これはどういうことを具体的に想定しているのかお尋ねをしたい。

議長(上田順康君)総務部長。

総務部長(中山哲次君)お答えをさせていただきます。

武力攻撃事態等ということと緊急対処事態等の双方を総称して武力攻撃が発生した場合ということになってございます。

まず武力攻撃事態等につきましては、武力攻撃が発生した場合や武力攻撃が予測される事態などを指しておりまして、例えばゲリラ、弾道ミサイル、航空機による攻撃などが挙げられております。

国のほうで想定されておりますには4類型ございまして、航空機や船舶により地上部隊が上陸する攻撃、それから、ゲリラ、特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃と、四つの分類をされてございます。

また、緊急処理事態等ということになりますと、武力攻撃に準じた手段を用いまして多数の人を殺傷する行為が発生した場合などを指しておりまして、国民の生命、身体及び財産を保護するために国家として緊急に対処することが必要な事態を言います。

例えば駅などで大規模集客施設の爆破、サリンなど生物化学兵器の散布、自爆テロなどが挙げられておりまして、この部分で想定される4類型ということでの分類では、1番目といたしまして、危険性を内在する物資を有する施設等への攻撃、多数の人が集合する施設、大量輸送機関への攻撃、多数の人を殺傷する特性を有する物資による攻撃、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃、主立ったものは以上でございます。

議長(上田順康君)23番 富岡君。

23番(富岡清彦君)この武力攻撃事態、一口で言えば日本が戦争を始めて、そして、日本が攻められるというふうなことが一番の状況だと思うんです。もちろん国のほうで法律を決めて、それに従って各自治体もこの条例等をつくっていくというふうな経過だと思うんですけれども、こういう法律そのものが、市でいえば条例なんですけど、必要なのかどうか。むしろそういう戦争をしないという。日本は憲法9条というものを持っております。これを変えていくというふうな動きもあるん

ですけれども、この60年、もう61年目なんですけれども、一切、自衛隊が外国人を殺すとかそういうようなことは一度も起こってないわけで、憲法9条がある限り、こういう条例等が必要なかどうか、この点、伺います。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）国の法律の中で、議員ご指摘のとおり、大きなことについてはうたわれてございます。ただ、有事が発生した場合には国、都道府県、各市町村、これらが一体となりまして、住民の命、財産を守る、また、避難誘導するという事の中で、市町村につきましては住民の避難誘導が主な、大きく言えば担当になってくるわけでございます、次の条例でも協議会なり保護計画を策定していくわけでございますけれども、そういったところで、やはり一体的になりまして補完していくというための条例が必要ということで、法律の定義から、今回、条令を制定するというところでございます。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）ちょっと僕の認識と違うのかな。国民保護法という法律そのものは有事ですよ。戦争の状態なんですよ。ですから、市民を守るというのは、それは当然のことなんだが、例えばここに基地なり、よく戦争のことはわかりませんが、簡単に言えば個人の財産とか、あるいはそういう公的な施設とか、戦争が起これば、すべて提供していくというようなことも含まれるんじゃないですか。今、市民の命と財産を守るということなんで、その財産のほうになると思うんですけども、私はこれ、極めて重要なといいますか、内容を含んでいるというふうに思うんです。

だから、今、大事なことは、こんな戦争準備なんかをするよりもというか、そこに力を入れるよりも戦争を起こさないほうに大きな

力を注ぐべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）有事が発生する危険率というのは非常に低いというふうに国のほうでは判断しております。

ただ、ご存じの、世界的にも、日本の国でもそうですが、やはり、先ほどもご説明させていただきましたが、サリン事件等々、戦争ではないですけれどもそういったテロ事件も発生してございます。そうした中で、今回、対応しておる、条例制定をさせていただきたいということで、国のほうでは、有事の発生ということについては低いという判断をしております。

議長（上田順康君）28番 橋川君。

28番（橋川龍雄君）総務部長の答弁を聞かせてもろうとったら、難儀されているなと思う。戦後、やっぱり日本は共産主義革命しようとするイズムまでつくって、急いでやっておられた。あるいは赤軍派の、この間、浅間山荘があったけど、北朝鮮もそうでしょう。そういう人たちの党があったわけでしょう、日本でも。そのときにテロが起こるか、革命が起こるか、レジスタンスが起こるか、わからん状態。やっとその党は、平成になってから党の綱領から革命という字を抜いたところやという。そういう方らのところから戦争がどうのこうのって。日本としたら、やっぱり防備はアメリカに頼っていますけども、自分のところを守るだけの精いっぱい自衛軍で、仮想敵国というのはやっぱりあるわけなんや。新聞を読んでいてもそうやし、テレビを見ていてもそうです。そうした中で、何が起こるかわからん状態を踏まえて、万が一のときに国会でやっておき、地方も地方でそれだけのことをしていこうという法整備でしょう。そんな大変なこと、やっぱりきのうまで革命を

ねらっておったところが言われておったら、僕らは黙って聞いておられん。ほんまに、部長。

（「答弁だれにします」と呼ぶ者あり）

28番（橋川龍雄君）ほんで、答弁欲しい。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）今のご質問に関しまして、私どもは勉強不足かもしれませんけども、ちょっと答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

13番 松浦君。

13番（松浦健次君）戦争を起こして、ほんで、外国が攻めてくるというようなことが、それが唯一ではなくて、相手があることで、起こされるという場合もあるんで、起こされた場合に自分たちを守るのは当たり前で、そのときに、国家存亡の危機のときに、国家国民が協力してこれを迎え撃つのは当たり前だし、自分たちの権限を守るのは当然のことです。今までもっと早くなされるべきことがなされなかった当然の話なんで、私は今の総務部長の内心に対して賛同します。

それで、一つ質問ですけども、この本部長というのはだれでどこが決めるかと書いていないんですけど、どこかに書いてあるんですかね。本部長、本部長とあるんですけど、なぜ書かないんですか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）第2条、組織の中の本部長につきましては、法律第28条第1項によりまして、市長をもって充てるということになってございます。よろしく申し上げます。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）これだけ見たらわからへんで、法律を全部見てから物事を考えというのはおかしいので、これ、本部長は市長

が決めるというぐらいは入れておく親切は必要と違いますか。

議長（上田順康君）ほかにございませんか。

（「答弁」と呼ぶ者あり）

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）確かにこの条例については明記はしてございませんが、上位の国の平成16年にできました法律にはっきりと明記されておりますので、この条例では省略をさせていただいております。よろしくご理解をお願い申し上げます。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第18号は、総務委員会に付託いたします。

日程第6 議案第19号 橋本市国民保護協議会条例の制定について

議長（上田順康君）日程第6 議案第19号 橋本市国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第19号は、総務委員会に付託いたします。

日程第7 議案第20号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例の制定について

議長（上田順康君）日程第7 議案第20号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 松浦君。

13番（松浦健次君）行政改革で、官でできることと民でできることを分けて、民でできることは民に任そうというのが時代の流れで合理的だと思うんですけども、この場合も民間では足りないとかというような事情があるんですか。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）この設置及び管理条例につきましては、介護保険法の改正に伴いまして、新たに新予防給付の事業を行えるようにしたのと、それと、指定管理者制度を導入しまして、民に任せていこうという形、そういう考えで条例を上げさせていただいております。

議長（上田順康君）13番 松浦君。

13番（松浦健次君）民でできることであれば、わざわざ指定管理者制度を導入してこういうのをつくらなくても、民の育成ということを考えてほうが、無理とか、無駄とかいうのがなくていいんじゃないでしょうか。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと経過を報告させていただきます。

この条例、新たに制定をお願いするんですけども、橋本市もあるんですけども、そもそも高野口町のデイサービスセンターというのが設置されておりました。これは旧高野口町が平成8年度、社会福祉施設整備及び設備整備費国庫・県費補助金を導入して老人デイサービスセンターとして建設されておりました。事業につきましては、高野口町が高野口町社会福祉協議会にデイサービス業務の実施を委託して行っておりました。しかし、平成12年度に介護保険法が施行され、従来のも市町村の措置から指定居宅サービス事業所として、利用者の契約によりサービスの提供を行

うことになりました。その際、高野口町社会福祉協議会が通所介護サービス事業所として県の指定を受けたため、町の老人デイサービスセンターを無償貸与の契約を締結し、現在に至ったところでございます。

合併に伴い、新橋本市の公有財産規則によりまして、高野口町デイサービスセンターの建物、土地もそうなんですけれども、これにつきましては行政財産となります。行政財産となりましたら施設を一社会福祉法人に貸与することができませんので、高齢者がこれまでどおり高野口町のデイサービスセンターを利用したいという意向もありますので、高野口町社会福祉協議会、この条例では特定されておりませんが、市の施設を第三者に指定管理をして運営していただく、そのための条例を制定するものであります。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第20号は、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第8 議案第21号 橋本市職員給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（上田順康君）日程第8 議案第21号 橋本市職員給与に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第21号は、総務委員会に付託いたします。

日程第9 議案第22号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議長（上田順康君）日程第9 議案第22号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第22号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第22号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第23号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（上田順康君）日程第10 議案第23号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

22番（阪本久代君）県が支給対象者の見直しを図ったので市のほうもということの一部改正なんですけれども、平成18年8月1日における年齢が満65歳以上の方がこれから障害を持った場合には対象から外すという改正なんですけれども、なぜ65歳以上の人を外すことになったのか、その理由と伺いますか、その人たちが今まで医療費の補助をもらっていたのがなくなって、そのかわりにほかにまた別の道ができたのか、そのところの説明をお願いします。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）仰せのとおり、これまで県と橋本市では重度心身障害児（者）に対して医療保険適用の医療費の自己負担分を助成してきております。仰せのとおり18年8月1日から65歳以上で新たに重度心身障害者になった方について支給対象から除くというものでございます。

重度心身障害者の人たちは、これまで、障害ゆえに就労等による安定した所得の確保が困難であるという所得保障の趣旨から医療費の支給を行ってきたところでございます。

しかし、最近では65歳を超えて介護保険の要介護認定を受けて身体障害者手帳1、2級の交付を受ける人が急増してまいりました。現在、重度心身障害児（者）の医療費補助受給者のうち65歳以上の受給者が65%を占めるようになっております。しかしながら、このうち65歳以降に重度心身障害者になった人と若年のうちに重度障害者になった人の場合、

比較しますと生活基盤の状態が明らかに違うような状況があります。65歳以降に重度心身障害者になった人たちにつきましては、全国の統一の制度として老人保健法に基づいて70歳を待たず、65歳からですけれども、制度加入ができる別の制度もありまして、医療費の負担が1割で済むことになっております。

これらのことから、65歳以上と若年から重度障害者の支給を受けていた方の生活実態の明らかな違いがあるということも勘案しまして、今回、65歳以降の人の支給については見直すと、そういうことになったわけです。県が廃止されましたら市単独になりますので、ちょっと財政負担もおぼつかないということで同調させていただきます。

以上です。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第23号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第23号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第24号 橋本市教育基金 条例の一部を改正する条例に ついて

議長（上田順康君）日程第11 議案第24号 橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

24番 上久保君。

24番（上久保 修君）橋本市教育基金条例の一部を改正する条例で、別表の次の1項に加えるということで、図書館の充実基金、これは市民の方から500万円寄附をいただいて創設されるように思うんですけども、図書館の充実を図るための事業の実施に必要な費用ということで、もう少し詳しく、その基金を利用してどういったものに使われるのか、教えていただきたいと思うんですけど。

議長（上田順康君）教育次長。

教育次長（岸田茂利君）ご指摘のように、市民の方が亡くなられて、そのご遺志として図書館の充実のためにということで500万円を寄贈いただきました。その趣旨を生かすために、とりあえず基金として積み立てまして、今後の、上久保議員ご指摘の内容につきましては、今の段階でこれを何にどう充てていくかということは、具体的なことはまだ決まっておりますが、今後十分、ご遺志に沿うように検討して活用していけたらと、このように考えております。

議長（上田順康君）24番 上久保君。

24番（上久保 修君）ありがとうございます。

図書館の充実ということは、昨日も市長の答弁の中に、橋本市の図書館は大変充実していて図書10万冊以上とかいうことで県下にもとどろいているというふうなお話なんですけど、当然、僕らが考えるのは、図書の増書ということがすぐ頭に来るんですけど、図書館の充実ってほかにどういうことが考えられるのかということで僕はお尋ねしたんですけど、例えば、前回、僕も橋本市内の学校図書の充実を図るために質問をさせてもらうたことがあるんですが、中央図書館と連携をとっていただきたいということで、教育委員会では図書費を増額していただいたんですけども、まだまだやっぱり足りないという部分があると思うんです。ですから、どんな図書を見たいかというときに、中央図書館の検索をできるように僕はお願したいなということで以前から要望させていただいておったんですが、こういったところにも、当然、寄附をしていたいただいた方のご遺志を継ぐのであれば、橋本市内に、将来を担う子どもたちのために図書費の充実を図るため、学校図書館と連携できるようなことも考えられるのかどうか、そこら辺がちょっと聞きたかったので、そういう考え方というのはいいんでしょうか。

議長（上田順康君）教育次長。

教育次長（岸田茂利君）上久保議員のご意見がございましたように、そういうことも考えていけるんじゃないかと思えますし、図書館ということで図書の充実、あるいは施設の充実というんですか、そういったことも含まれてこようかと思えますので、今後それらは十分詰めまして、内部で、図書館本来の市民の方が利活用しやすい環境整備も1つ視野に入れていきたいと思えます。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）ちょっと小さなことで済みませんが、今までの教育基金の場合、個

人名で、例えば新旧対照表ですと、杉村奨学褒賞基金とか、森脇慶一郎云々とか、田中久美子さんとか、ずっと個人名の基金になっていますよね。今回、目的がはっきりしたと思うんですが、図書館充実基金ということで名称がなっておるんですが、これは何か意味があるんでしょうか。お尋ねします。

議長（上田順康君）教育次長。

教育次長（岸田茂利君）個人の方から特に名前を出していただくことはないということがございましたので、特に名前、冠は付しておりません。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第24号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第24号 橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。